

# 蕪崎市立病児・病後児保育所に おける避難情報発令時の 対応ガイドライン

令和2年8月28日  
(令和3年8月26日改訂)



蕪崎市病児・病後児保育所 スマイル

## 1. 目的

厚生労働省によると、児童福祉施設の役割は、家庭において必要な保育を受け難い児童を預かり、保育することとされている。そのため、臨時休園の判断は教育施設よりも慎重に行わなければならないものであり、地震のように発生の予測が困難な非常事態がある一方、台風や大雨を伴う前線の接近や感染症の拡大等、発生が一定程度予測できる非常事態においても、臨時休園は適切な状況把握による判断が必要である。

そのような中で、病児・病後児保育所においても、日常と異なる環境下での非常事態の発生や被害拡大のリスクを避ける上でも、緊急時の対応について事前の準備が必要とされ、特に、豪雨や土砂災害等に伴う避難情報発令時には、利用者や従事職員の生命と身体の安全を守るための早急な対応が求められる。

そこで、病児・病後児保育所の存在する地区に避難情報が発令された場合の対応について、ガイドラインを定め、適切な対応と安全管理に努めるものとする。

## 2. 市民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに、葦崎市民がとるべき行動は次表のとおりであり、乳幼児とその支援者は、「[警戒レベル3] 高齢者等避難」が発令された時点で、避難行動をとるべきとなっている。

警戒レベル	とるべき行動	市からの避難情報等
警戒レベル 5	<ul style="list-style-type: none"><li>指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li><li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li></ul>	緊急安全確保
警戒レベル 4	<ul style="list-style-type: none"><li>危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li></ul>	避難指示
警戒レベル 3	<ul style="list-style-type: none"><li>高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li><li>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</li><li>高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li></ul>	高齢者等避難

警戒レベル	とるべき行動	市からの 避難情報等
警戒レベル 2	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	
警戒レベル 1	・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	

### 3. 発令時の対応

2の表をふまえ、警戒レベル3以上が発令された場合は、次のとおり対応する。なお、病児・病後児が利用する場であることを踏まえ、感染症の発生源となる恐れもあることから、葦崎市立病院の指示のもと、避難場所の選定には各所の協議を経たうえで、利用児童の体調に配慮し決定するものとする。

また、事前に警戒レベル3以上になると予想された時、またはその危険性を把握した時点で、利用児童とその保護者及び葦崎市立病院と迅速に対応できるよう情報共有に努める。

#### (1) 開園前に発令された場合

開園を中止し臨時休園とする。

なお、葦崎市立病院及び福祉課と情報共有を図り、臨時休園について利用予定の保護者に臨時休園であることを確実に伝達するよう努める。

#### (2) 開園時間中に発令された場合

- ・引き受け時に、警戒レベル3以上になると予想される場合やその危険性がある場合は、保護者との情報共有を密にし、連絡方法、緊急時のお迎えに要する時間やお迎えの予定者（複数）の確認を徹底すること。
- ・警戒レベル2になった場合には、保護者へ連絡する準備と利用児童の体調を確認し、職員間で役割を確認する。
- ・警戒レベル3になった場合には、すみやかに保護者に連絡し、お迎に予定者と到着時刻を確認すること。
- ・お迎えに来た場合、速やかに対応し、確実に引き渡すこと。
- ・お迎え予定者が連絡なく変更になった場合は、必ず保護者に確認し、身分を確認してから、確実に引き渡すよう努めること。

・お迎え

警戒レベル (避難情報等)	病児・病後児保育所の対応
警戒レベル3 <u>(高齢者等避難)</u>  警戒レベル4 <u>(避難指示)</u> 警戒レベル5 <u>(緊急安全確保)</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者へ「状況の連絡」、「速やかなお迎えによる引き渡し」と「避難について」の連絡をする。</li> <li>・避難する場合は、<u>葦崎市立病院</u>の指示に従い、<u>病院内の安全な場所</u>へ速やかに移動させる。 ただし、他の避難場所が安全と判断した場合は、その場所に避難させ、保護者との連絡を適切に行うよう努める。</li> <li>・利用児童の体調管理を行い、体調の変化に細心の注意を払うよう努める。</li> </ul>

4. 保護者及び職員への周知

- ・市は、文書やホームページ等で本ガイドラインを保護者、従事職員、葦崎市立病院へ周知する。
- ・病児・病後児保育所は、利用者及びその保護者に対して「施設内の掲示」、「利用者への通知」や「だより」等にて、適切な情報を周知する。
- ・病児・病後児保育所は、予め定めた避難時の児童の引き渡し方法等を、保護者へ周知し、従事職員、葦崎市立病院及び福祉課との情報共有を図るものとする。

内容についてのお問い合わせ  
葦崎市福祉課子育て支援担当  
 ☎ 0551-22-1111(内線 174)